

福祉サービス第三評価結果の公表ガイドライン

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人未来 鳥取県倉吉市東仲町 2571 番地 TEL. 0858-22-8675

②施設・事業所情報

名称：鳥取県立中部療育園	種別：障害者・児施設	
代表者氏名：杉浦 千登勢	定員（利用人数）：10名 (各事業を合わせて)	
所在地：鳥取県倉吉市南昭和町15		
TEL：0858-22-7191	ホームページ： http://pref.tottori.lg.jp/chuburyouikuen/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成15年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：鳥取県		
職員数	常勤職員： 9名	非常勤職員 7名
専門職員	医師 1名	医師 4名
	保育士 2名	心理療法専門員 1名
	児童指導員 1名	医師事務作業補助者 1名
	看護師 1名	医療事務 1名
	理学療法士 1名	
	作業療法士 1名	
	言語聴覚士 1名	
	事務 1名	
施設・設備の概要	(居室数) 8	(設備等) 事務室、診察室、訓練室、相談室、検査室、保育室、待合室、配膳室、便所他

③理念・基本方針

(基本理念)

- 1 子どもの育ちを大切にします
発達の違いや障がいがあっても子どもの「育ち」は無数の可能性があります。
- 2 ご家族の子育てを支援します
保育、医療スタッフがご家族と一緒に子育てや療育を考えます。

3 地域の中での育ちを応援します

地域の保育所や学校などと協働して、お子さんとご家族の地域生活を支えます。

(基本方針)

- 1 私たちは、自己研鑽に励み、自らの専門性を高め、利用者中心の質の高い医療・福祉サービスを提供していきます。
- 2 私たちは、職員のチーム力を最大限に発揮し、ご家族の子育てを支援していきます。
- 3 私たちは、子育てを支援されている関係者の方々と、誠実な協力関係を築いていきます。

④施設・事業所の特徴的な取組

①外来診療

発達（知能や運動、言葉、行動や情緒など）に心配や不安、遅れや障がいのあるお子さんの日常生活や子育てについて診療します。

②医療型児童発達支援（ぐんぐん）

就学前の運動障がいや発達障がいのある児童へ御家族と一緒に様々な保育活動を通じて、子ども達の育つ力を最大限に引き出していきます。

ご家族同士の情報交換やリフレッシュの場のひとつとして、交流を通じて子育てに自信や楽しみを持てる空間を作ります。

○対象 未就学児

③放課後等デイサービス（もこもこ塾）

生活の中で必要な基本的動作を行う中で身体機能の維持向上を目指します。

○対象 肢体不自由児（就学児）

④障がい児等地域療育支援事業

障がいがあったり、発達に心配や不安のあるお子さんと保護者の方、保育園・こども園の先生からの子育てや療育に関する相談をお受けしています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年10月3日（契約日）～ 令和2年1月31日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	5回（平成29年度）

⑥総評

特に評価の高い点

1. 中部圏域のその時々ニーズに応える事業を展開する中で、未就学児対象の医療型児童発達支援と就学児の放課後等デイサービスから、さらに障がい児等地域療育支援事業や外来診療の必要性が高まり、期待に充分応えてきている。
2. 民間の事業所より手厚い専門性の高い人的配置体制をとっており、中部圏域の障がい児発達支援事業や地域サポートの重要な役割を果たしている。
3. 理念・基本方針に基づき、地域の障がい児の個性を大切にして、将来の可能性に結びつけるよう、全職員で取り組んでいる。

4. 一人ひとりの障がいに合わせて療育と、保護者の気持ちに寄り添った支援をしており、信頼と満足度が高い。
5. 中・長期的なビジョンを明確にして、職員は専門職としての役割を十分発揮し、計画・実施・評価・見直しをして質の確保に努めている。
6. 職員が各研修会の講師を引き受けたり、保育所等を訪問して助言や相談にのる等、地域生活支援の取り組みをしている。
7. 狭く限られた施設環境ではあるが、訓練や遊び等が集中できるような工夫が随所に見られる。

改善を求められる点

1. 4月の移転に伴い、面積が広く二階建ての建物になることから、利用者の安全確保のため、避難訓練等に力を入れてほしい。
- 以下、メッセージとして
2. 今後ますます福祉ニーズが増えると考えられる。より一層地域の福祉ニーズに応えてほしい。
 3. 新しい療育園の移転に伴い、利用者の不安を最少限にして、環境の変化に順応できるように、さらに療育の専門集団としての誇りをもって取り組んでほしい。

⑦事業所のコメント

中部療育園の移転に伴い、新施設においては利用者の方に安心してご利用いただけるよう、安全面に十分な配慮をし、スムーズに移行できるよう努めていきます。

また、当園に寄せられる利用者の方々の期待や要望及び地域のニーズをしっかりと把握し、応えていくように努めます。

第三者評価結果

※すべての評価細目（45項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ b・c
<コメント>		

施設の理念及び基本方針を明文化し、パンフレット・ご利用のしおり・ホームページに掲載している。また、運営方針を玄関に掲示している。内容はわかりやすく、整合性がある。職員に対しては毎朝の朝礼等で周知を図っている。保護者の方に対しては、施設の利用にあたっての相談時や契約時にパンフレット等を使って説明している。

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ b・c
<p><コメント></p> <p>管理者は、中部圏域の動向を把握し、利用者の推移や分析を行い、ニーズに応える事業を展開している。採算性を絶対的に要視した事業経営とはなっていないが、財政当局等による収支状況の点検がなされている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	Ⓐ b・c
<p><コメント></p> <p>職員体制として専門職ほぼ一名ずつで、現行の事業運営から見て十分ではないが、相互の連携や情報共有、業務改善で最大限の対応を心がけている。ニーズに応じ、希望者や利用人数が増加してきている。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ b・c
<p><コメント></p> <p>運営方針に基づき、ミッションを策定し、ホームページに工程表として掲載している。中間評価や見直しを行っている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	Ⓐ b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画の基づき、実行可能な当年度の事業計画として工程表が示され、課題の解決に向けて努力している。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	Ⓐ b・c
<p><コメント></p> <p>園長が中心となり、職員共通理解のもと、全職員が工程表の内容評価の結果に基づいて見</p>		

直しを行っている。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	(a) b・c
<コメント> 事業計画の概要やスケジュールは鳥取県ホームページの工程表で閲覧することができる。利用者等へおたよりや保育室内掲示により周知している。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	(a) b・c
<コメント> 実施している事業毎に評価・分析し、PDCA サイクルで評価する体制である。第三者評価を2年に1回受審し、サービスの質の向上に活かすよう努めている。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	(a) b・c
<コメント> 改善すべき課題を明らかにし、それぞれの事業別に組織として対応している。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	(a) b・c
<コメント> 管理者は、役割と責任を含む職務分掌及び事務分担表を作成し、職員に周知している。業務に関する留意点や改善すべき事項について、朝のミーティング等や研修の機会を通じて随時職員に周知している。有事の際、不在時の委任等を明確にしている。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	(a) b・c
<コメント> 管理者は、行政からの通知及び会議への出席・研修等により、法令の理解、把握をしている。コンプライアンスの確保、虐待防止等、必要かつ重要なテーマで、伝達講習を行うなど、取り組みを行っている。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に	(a) b・c

	指導力を発揮している。	
<p><コメント> サービスに関する現状や課題を定期的に評価分析したり、職員の意見を反映させながら具体的な取り組みを行い、職員・組織全体のレベルアップの取組を進めている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	○ a・b・c
<p><コメント> 働きやすい環境整備や業務の効率化を常に呼びかけ、時間外勤務の縮減等、具体的な業務改善について、指導・助言を行うように努めている。利用者増にも繋がっている。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	○ a・b・c
<p><コメント> 必要な人材や人員体制については、専門職の配置基準に基づいて明示しており、採用・異動は県全体の中で計画的に人材確保・育成が行われている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	○ a・b・c
<p><コメント> 人事考課については、県人事関係諸規定（採用・配置・移動・昇格等）に基づき適切に行っており、職員に周知している。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	○ a・b・c
<p><コメント> 有給休暇の取得状況、時間外労働の実態及び異動希望の把握については、県庁担当課で一括管理している。また職員の希望により短時間勤務やフレックスタイム勤務も可能な制度があり、働きやすい職場環境の確保に努めている。育児休業代替の補充もある。管理者との個別面談を年3回実施し、職員の就業に関する意向の把握を行っている。福利厚生事業については、各種制度化され、県庁職員支援課により実施している。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	○ a・b・c
<p><コメント> 基本方針及び工程表に職員の専門性及び技術の向上に対する基本姿勢を明示しており、個別の職員に対しては「キャリアビジョン」を作成している。目標設定に対し、年に2回、評価・見直しを実施している。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	○ a・b・c

<p><コメント></p> <p>教育・研修計画に基づき実施している。公・私ともに研究発表や部外研修に参加したり、参加を積極的に奨励している。</p>		
19	<p>II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>研修案内の情報提供をしたり、旅費の支出を行うことで、可能な限り公的に研修会へ参加する機会を確保している。伝達研修も実施している。</p>		
<p>II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>実習生の受入れについては、受託事業として位置付けられており、人材育成に協力する形で県の受入れ手順に沿って実施している。看護学校・短大・言語聴覚士の見学実習等を受け入れている。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>利用者への随時のお知らせ（お便り）、ホームページ等による情報提供、県の制度による情報公開制度を備えるなど適時情報公開を行っている。年2回意見交換会での意見を同意のもとに伝達している。</p>		
22	<p>II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>県の監査委員による定期監査及び中部総合事務所の指導監査を年1回受け、適正な業務運営について指導を受けるなど、透明性を図っている。外部監査は、実施されていない。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>地域の関係機関・保護者・一般県民等を対象とした地域療育セミナーを開催し、年々参加</p>		

<p>者が増えている。活用できる社会資源や地域の情報を印刷物やホームページで発信している。地域の保育所やこども園と情報交換をしたり、適宜相談に応じている。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>a b c</p>
<p><コメント> ボランティアの受入れや協力に関する方針とマニュアルを整備しているが、現状では受け入れはしていない。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> 地域の保育所、学校、病院等の社会資源を明示した一覧表や資料を作成している。それらの関係機関を交えて、一人ひとりの利用児童に関して年2回の個別支援会議「子育て検討会」を実施している。 また、学校や保育所が主催する「支援者会議」で関係機関との連携を図っている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。</p>	<p>a b・c</p>
<p><コメント> 地域療育セミナーを開催して、一般の方に対し啓発の場を設けている。 利用者が通っている保育所やこども園と連携して、個別支援会議や園訪問をしている。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> 地域の保育所等の要請に基づき適宜訪問支援を行い、地域へ出かける機会が増えている。現場職員への技術支援や相談も増えている。中部圏域の福祉ニーズの動向把握に努めている他、障がい者施設等への相談対応も行っている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	<p>Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	<p>a b・c</p>
<p><コメント> 利用者を尊重する姿勢を基本理念等に明示し、実践している。 基本的な人権への配慮について、職員は人権研修を受講し、意識を高めている。</p>		
29	<p>Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した</p>	<p>a b・c</p>

	福祉サービス提供が行われている。	
<p><コメント> 利用者のプライバシー保護については、県の個人情報保護条例、規則等に基づいて実施し、利用者一人ひとりに合わせて配慮している。 虐待防止、虐待対応マニュアルを作成して自己チェックを行っている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	○ a b・c
<p><コメント> パンフレット、ホームページにわかりやすく情報提供している。パンフレットは、行政窓口・病院・保育所等に設置し、周知を図っている。施設見学や利用体験も随時対応している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	○ a b・c
<p><コメント> サービスの開始・変更時には契約書と重要事項説明書でサービス内容や日常生活に関する説明を行い、保護者の同意を得ている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	○ a b・c
<p><コメント> 事業所の移行に際しては、移行先施設も参加する「移行支援会議」を開催し、スムーズに引き継げるよう配慮している。サービス終了後も保護者からの相談があれば適宜対応している。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	○ a b・c
<p><コメント> 年2回の保護者との意見交換会や、年1回の保護者への満足度アンケートを実施し、項目別に分析し、改善に努めている。結果をホームページで公表している。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	○ a b・c
<p><コメント> 苦情マニュアルを整備し、意見箱を設置している。第三者委員（地域の民生児童委員）に利用者から直接苦情等を受け付けられる体制としている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	○ a b・c

<p><コメント></p> <p>保護者が安心して相談したり、利用中に保護者同士で情報交換できる時間を作るなど、意見を述べやすいような環境に努めている。</p> <p>年2回の保護者との意見交換会で発言する場を設けたり、意見箱を設置している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>受け付けた意見・要望に対して、直ちに検討して改善に着手し、対応結果を利用者の目に触れる箇所に掲示している。</p> <p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメントに関する責任を明確にし、職員に周知している。事故やヒヤリハット事例の分析と改善策を共有し、安全確保のための研修を実施している。</p> <p>基本マニュアルを整備し、評価・見直しをしている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症対応マニュアルを整備し、消毒の徹底や手洗い研修等をしている。看護師が感染防止に係る研修を受講し、職場内に伝達をしている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>医療型児童発達支援利用児は、保護者と共に避難訓練を実施している。併せて救命救急講習も行っている。一昨年から園内にAEDを設置し、緊急時の対応に配慮している。</p> <p>放課後等デイ利用児対象の避難訓練等は、利用時間が短いため、計画が困難で実施できなかった。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>医療型児童発達支援利用児の発達特性、障害特性を踏まえた個別の福祉サービスを実施していくため、個別支援計画書を策定しそれに基づき日々の活動を適切に文書化している。</p> <p>放課後等デイ利用児については、活動実施記録はあるが、活動記録を紙面化しておらず、話し合いや口頭による実施になっている現状である。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>活動が発達状況に合っているかを毎回振り返り、年度末には見直し検討している。支援目標を評価し、ニーズを把握しながら、目標の設定や計画の見直しを行っている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>責任者を設置し、定められた手順に従って、利用者の身体状況や発達状況等についてアセスメントを行っている。希望やニーズを踏まえた課題を文書に明示し、職員と保護者で情報共有している。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>個別支援計画の作成にあたり、「子育て検討会」(カンファレンス)を6か月に1回開催し、関係機関を交え意見交換している。支援目標の評価・見直しを行い、保護者へも同意を得ている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>利用者一人ひとりのサービス実施状況を実施後速やかに記録し、個人毎にファイルにまとめ、利用者に関する情報を共有できるようにしている。電子カルテ上に情報登録しているが、職員はミーティング等いつでも共有でき、連携が可能である。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>利用契約書に個人情報の守秘義務について明記し、職員に周知している。利用者に関する記録については、年度毎で保存し、年度を超えるとパソコンから電子カルテへ移行するなど、県の文書管理規定に基づき、保管・保存・廃棄を行っている。</p>		

福祉サービス第三者評価報告書 (付加基準－障害者・児施設版－)

※評価項目（19項目）のうち、16項目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた第三者評価結果を記入する。

A-1 利用者の尊重と権利擁護

評価項目	第三者評価結果	判断理由
A-1-(1) 自己決定の尊重		
① A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	Ⓐ・b・c	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者それぞれの発達特性に応じた個別支援計画を作成し、要求や選択等が伝わる方法を検討・工夫している。 ・代替コミュニケーションツールだけでなく、利用者からの表出（表情や態度）を利用した要求行動が定着出来るように取り組んでいる。 ・利用者と保護者の主体性を尊重しつつ、療育園での取り組みを家庭での日常生活の中に取り入れられるよう支援している。
A-1-(2) 権利侵害の防止等		
② A-1-(2)-① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	Ⓐ・b・c	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のプライバシー保護については、県条例や規則等に基づき行っている。契約書に「秘密保持」の項を設けて説明している。利用者の視点に立っての対応を常時意識しながら対応を行っている。虐待防止・虐待対応時マニュアルを整備し、職員に周知している。

A-2 生活支援

評価項目	第三者評価結果	判断理由
A-2-(1) 支援の基本		
③ A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	Ⓐ・b・c	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者を尊重する姿勢を基本理念等に明示しており、電子カルテ導入により医療と福祉の総合的な視点から日々の状況に応じた支援を行っている。
④ A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	Ⓐ・b・c	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の利用者ができることや望むことを言葉やしぐさ・表情や行動で把握し、見守りや動機付けを基本とした支援をしており、担当職員と専門職と連携を密に取り組んでいる。
⑤ A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	Ⓐ・b・c	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所において役割分担を明確にし、情報の共有による生活の自己管理や自立のための工夫が随所に見られる。たとえば、衝立・目隠しのカーテン・キャラクターの使用等が実施されている。
⑥ A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	Ⓐ・b・c	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の内容も目標の達成状況について6ヶ月に1回評価を行い、必要に応じ、細部の情報も職員間で共有しながら検討・見直しを行っている。
⑦ A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	Ⓐ・b・c	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は人権研修年3回（職場で1回、外部の講演会等を自主的に年2回以上）受講し、レベルアップを図っている。また、定められた手順に従って利用者の身体状況や発達状況等についてアセスメントをし、課題を文書に明示し個別的かつ適切な対応を行っている。
A-2-(2) 日常的な生活支援		
⑧ A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	Ⓐ・b・c	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や関係機関を交えた支援会議において検討した目標を個別支援計画に反映させ、（食事・排泄・移動・移乗など）保護者と一緒に工夫・共有している。 ・食事は養護学校の厨房から幼児用の食事が搬送され、個々の状況に応じた介助のアドバイスがされている。

A-2-(3) 生活環境			
⑨	A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a・ b ・c	・現在、園の狭隘老朽化等の課題があるが、可能な部分についてはその都度改良改修し、衝立等工夫をしている。 ・令和2年4月新施設への移転に向け、今後の課題も検討している。
A-2-(4) 機能訓練・生活訓練			
⑩	A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	a ・b・c	・保育士、看護師、PT,ST,OT等の専門職でミーティングをしたり電子カルテにより情報を共有し、発達や障がいに配慮した訓練メニューを支援している。個々に適した遊具や道具を使い、毎回振り返りを行っている。
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援			
⑪	A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a ・b・c	・平成29年度より常勤医で園長となった小児科医師と看護師が、活動中の利用者の様子に細心の注意を払っている。 ・保護者から具体的に利用者の様子を聞き取り、心身の健康状態の把握やニーズに応じた迅速な対応に努めている。
⑫	A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a ・b・c	・医師の診察の他、県立厚生病院とは緊急時の際、受診できるよう日頃から連携を図っている。
A-2-(6) 社会参加・学習支援			
⑬	A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a ・b・c	・保育所、行政の関係機関、病院等、必要な社会資源を把握、リスト化し、職員間で情報共有し、必要に応じて保護者に情報提供を行っている。個別支援計画に基づき、学校や関係機関に対し、支援や助言等を行っている他、学校や保育所が主催する「支援者会議」で関係機関との連携を図っている。
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援			
⑭	A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a ・b・c	・中部圏域の福祉ニーズの動向を把握するとともに、必要に応じて家庭や学校等の訪問を行っている。
A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援			
⑮	A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a ・b・c	・保護者へのアンケート実施など、利用者の満足度やニーズの把握に努めており、その結果を全職員で原因分析し、サービスの改善につなげている。利用時には保護者から子どもの様子や生活状況等を聞き取り、また親同士の話し合いの場も設け、タイムリーに対応できるよう努めている。

A-3 発達支援

評価項目	第三者評価結果	判断理由	
A-3-(1) 発達支援			
⑯	A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a ・b・c	・利用者個々の発達状況に応じた個別支援計画をたて、各専門職員による活動内外での行動評価・分析の他、必要に応じて検査を実施し、客観的な評価に基づいて支援内容を見直している。

A-4 就労支援

評価項目	第三者評価結果	判断理由	
A-4-(1) 就労支援			
⑰	A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	a・b・c	

⑮	A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	a・b・c
⑯	A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	a・b・c